

四 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続）</p> <p>第一条の三 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）第一条の三第一項の保健師免許の申請書にあつては第一号様式によるものとし、助産師免許の申請書にあつては第一号の二様式によるものとし、看護師免許の申請書にあつては第一号の三様式によるものとする。</p> <p>2 令第一条の三第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならぬ書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 保健師免許の申請にあつては、保健師国家試験及び看護師国家試験の合格証書の写</p> <p>二 助産師免許の申請にあつては、助産師国家試験及び看護師国家試験の合格証書の写</p> <p>三 看護師免許の申請にあつては、看護師国家試験の合格証書の写</p> <p>四 戸籍謄本又は戸籍抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成</p>	<p>（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続）</p> <p>第一条の三 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）第一条の三第一項の保健師免許の申請書にあつては第一号様式によるものとし、助産師免許の申請書にあつては第一号の二様式によるものとし、看護師免許の申請書にあつては第一号の三様式によるものとする。</p> <p>2 令第一条の三第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならぬ書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 保健師免許の申請にあつては、保健師国家試験及び看護師国家試験の合格証書の写</p> <p>二 助産師免許の申請にあつては、助産師国家試験及び看護師国家試験の合格証書の写</p> <p>三 看護師免許の申請にあつては、看護師国家試験の合格証書の写</p> <p>四 戸籍謄本又は戸籍抄本</p>

三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条及び第五条の三において同じ。)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。

五 (略)

3・4 (略)

(籍の訂正の申請書に添付する書類)

第五条 令第三条第四項の籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

(免許証の書換交付の申請書に添付する書類)

第五条の三 令第六条第三項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項又は第二項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同条第一項又は第二項の

五 (略)

3・4 (略)

(籍の訂正の申請書に添付する書類)

第五条 令第三条第四項の籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。

(新設)

申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請書に添付する書類)

第五条の四 令第七条第四項の免許証の再交付の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。)を添えなければならない。

(新設)